

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 多善会

## 社会福祉法人多善会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人多善会（以下「当法人」という）定款第21条第1項の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第1条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (改 廃)

第3条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月15日から施行する。